

令和 8 年度日向市デジタル体験学習会開催業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度日向市デジタル体験学習会開催業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するため、令和 8 年度日向市デジタル体験学習会開催業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

ICTに関する地域における学習環境づくりとして小学生を対象としたプログラミングや生成AI、情報技術等を活用した体験会を 2 日間にかけて開催し、ICT に対する興味、関心をはぐくみ、将来 ICT を通して地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

3 業務内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業 務 名 | 令和 8 年度日向市デジタル体験学習会開催業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和 8 年度日向市デジタル体験学習会開催業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 実施形式 | 公募型プロポーザル方式 |
| (4) 事 業 費 | 1,276 千円以内（消費税含む） |
| (5) 支払い条件 | 完了払い |
| (6) 成果品等 | 仕様書のとおり |
| (7) 委託期間 | 仕様書のとおり |

4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。 なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(昭和 57 年日向市告示第 34 号) 第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(平成 29 年日向市告示第 61 号) 第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号) 第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 46 年宮崎県告示第 93 号) 第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 8 年度日向市建設業者等有資格者名簿に登載されている者で、「業務委託」の業務区分「情報処理」に登録されていること。

5 事務局

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号 日向市役所2階
 総合政策部 行政改革・デジタル推進課 ICT推進係
 Eメール：gyoudigi@hyugacity.jp
 電話 : 0982-66-1262

6 スケジュール

期間又は期日	内容
10月14日(水)	公告
10月14日(水)～10月23日(金)	参加表明書の提出期間
10月14日(水)～10月21日(水)	質問受付期間
10月22日(木)	質問回答期日
参加表明書の審査終了後順次	提案書の提出依頼
11月6日(金)	提案書提出期限
11月11日(水)	一次審査結果通知(参加者が4者以上の場合)
11月13日(金)	プレゼンテーション及びヒアリング
11月16日(月)	提案書の特定、結果通知
11月下旬	業務内容の最終打ち合わせ
12月上旬	契約

7 審査基準表

別紙「審査基準表」により評価するものとする。

8 参加表明書提出手続

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、下記により参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月23日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出期限までにメールにて提出すること。
- (3) 提出書類 様式は全て日向市公式ホームページからダウンロードすること。

区分	提出書類	提出形式
参加表明書類	様式第1号 参加表明書	データ1式
	様式第2号 会社概要	
	様式第3号 業務実績書	
	様式第4号 業務実施体制調書	
	様式第5号 予定技術者調書	

(4) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ア 様式規格は、A4規格縦とする。
- イ 文字サイズは、11ポイント以上とする。
- ウ 参加表明書類に用いる言語は、日本語とする。ただし、固有名詞、資格名、メールアドレスその他必要な表記を除く。
- エ 各種様式の記載は、次のとおりとする。
 - i) 様式第1号 参加表明書
参加希望者の必要事項を記載し提出すること。
 - ii) 様式第2号 会社概要
 - ・会社名、所在地等を記載すること。
 - ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
 - iii) 様式第3号 業務実績書
 - ・参加希望者が令和3年度から令和7年度の過去5年間において、地方公共団体、それに準ずる公益法人、団体等との間で本業務に類似する業務を受託し、業務を完了した実績を記載すること。ただし契約金額が0円のものについては記載できない。
 - ・記載した業務実績が確認できる資料（契約書や実績報告書の写し等、守秘義務に係る部分については削除可）を提出すること。
 - iv) 様式第4号 業務実施体制調書
本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を記載すること。
 - v) 様式第5号 予定技術者調書
 - ・配置予定の業務責任者、講師及びサポート要員の類似業務実績について記載すること。
 - ・配置予定の技術者が複数いる場合は、それぞれの技術者ごとに様式に記載し、提出す

ること。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年10月14日(水)～10月21日(水)
- (2) 提出様式 様式第6号「質問書」
- (3) 提出方法 メールで事務局アドレスに送付すること
※電話により「質問書」の到着確認を必ず行うこと。
- (4) 回答方法 令和8年10月22日(木)午後5時15分までに市ホームページに質問及び回答内容を公開する。
- (5) 注意事項
 - ア メールの表題を「令和8年度日向市デジタル体験学習会開催業務プロポーザルに関する質問」とし、本文中に会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。
 - イ 質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。
 - ウ 質問に対する回答は、実施要領の追加又は修正とみなす。

10 参加資格審査

「令和8年度日向市デジタル体験学習会開催業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)」において、「4 参加資格」について審査する。

資格要件を満たす者(以下「参加者」という。)には企画提案書の提出を求めるものとし、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」にて通知する。

11 企画提案書提出手続

参加者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年11月6日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出期限までにメールにて提出すること。
- (3) 提出書類

提出書類	名称		提出形式
企画提案書類	様式第7号	企画提案書	データ1式
	様式任意	技術提案書	
		業務工程表	
		見積書	
		広報チラシ案	

- (4) 技術提案書の記載に関する留意事項

- ア 様式規格は、16:9 規格横とし、仕様書に記載されている業務及び仕様書に記載のない自由提案についての提案書を30枚以内(表紙・目次は含まない)で作成すること。
- イ A4片面を1枚と算定する。

- ウ 文字サイズは、11 ポイント以上とする。
- エ 図、絵、写真等を使用するなど、提案のアピールポイントが把握しやすい資料とすること。
- オ 「審査基準表」の審査内容に沿った事項を記載すること。また、技術提案書の各ページにどの評価項目について記載したものなのか、項目名を明記すること。（例：「1.業務目的」とページ右上に記載）
- カ 技術提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(5) 業務工程表の記載に関する留意事項

- ア 様式規格は、16:9 規格横とし、1 枚（ページ）にまとめること。
- イ 技術提案書で示す内容を踏まえたスケジュールと本市の役割について、業務内容ごとに記載すること。
- ウ 文字サイズは特に問わないこと。

(6) 見積書

- ア 内訳金額には、人件費及びその他経費を記載すること。
- イ 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。

(7) 広報チラシ案

- ア 様式規格は、A4 規格縦表面または表裏面とする。
 - イ 開催日時や内容について、写真・イラスト等を用いて分かりやすく記載したものにする
- こと。

12 一次審査（参加者が 4 者以上となった場合）

参加者が 4 者以上となった場合、提出された提案書に対して「審査基準表」に基づき審査会において書面審査を行ったうえで上位 3 者を選定し、その結果を参加者に通知するものとする。なお、提案者が 3 者以下の場合は、一次審査を省略する旨をメールにて通知する。

13 候補事業者の選定

候補事業者の選定にあたっては、プレゼンテーションを行い、企画・提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。実施にあたっては、Web 会議サービスを使用するものとする。

(1) 開催日時

令和 8 年 11 月 13 日（金） ※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

(2) Web 会議サービスアプリケーションの種類

別途通知する。

(3) 説明時間

説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度

※説明準備は説明時間に含めない。また、説明は制限時間を超えた場合、途中終了とする。

(4) 留意事項

説明者は、本業務に携わる担当者 3 名以内とし、説明は企画提案書等に従い簡素かつ明瞭

に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。

プレゼンテーションで使用する機器は事務局と参加者の双方で各自準備することとする。

(5) 審査

- ア 候補事業者の選定は、別紙「審査基準表」に基づき、本市職員で構成する審査会において行い、最も評価点の高い事業者を契約候補事業者とする。なお、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、「審査基準表」の審査項目「③企画提案に対する評価」が高いものを契約候補事業者とし、その上、「③企画提案に対する評価」が同点となった場合は「②見積額の評価」が高いものを契約候補事業者とする。それでも同点となる者が2人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。
- イ 提案書を提出した参加者が1者のみの場合でも、プレゼンテーションを行い、審査会において審査を行う。
- ウ 委託業務の品質確保を図るため、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、総配点の60%未満だった場合は失格とする。
- エ 一次審査があった場合の評価は本審査には反映しない。
- オ 提案書の特定結果については、参加者全員に「結果通知書」により通知する。
- カ 審査結果については、日向市公式ホームページにおいて、候補事業者の名称及び採点結果の合計点、次点者の合計点を公表する。(評価項目ごとの得点は、公表しない。)

14 参加申込者の失格要件

- (1) 参加資格を満たさない事業者又は契約候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

15 提案書の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 見積書の金額が「3 業務内容 (4) 事業費」を超過した場合
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

16 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原

則認めないこととする。

17 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 日向市は、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 日向市は、参加事業者から提出された提案書等について、日向市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

18 契約の締結

日向市は契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。ただし、契約候補事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位の候補事業者を契約先相手方に選定する。

19 その他

- (1) 本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 書面又はメール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによるものとする。